

入札公告

下記の業務について制限付き一般競争入札に付す。

令和8年(2026年)10月26日

宝塚市長 森 臨太郎

記

1 入札に付する事項

- (1) 案件名 宝塚市広報板修繕及び撤去業務
- (2) 場 所 宝塚市 市内一円 地内
- (3) 履行期間 契約日から令和9年(2027年)3月31日まで
- (4) 概 要 ア 広報板掲示ボードの取り換え(対象:12基)
イ 広報板掲示シートの張り替え(対象:36基)
ウ プレートの更新及び下部補修(対象:62基)
エ 塗装(対象:51基)
オ 基礎一部ハツリ(対象:172基)
カ 基礎全部ハツリ(対象:1基)
- (5) 予定価格 公表しない
- (6) 最低制限価格 設定しない

2 入札参加に必要な資格

入札に参加できる者は、宝塚市における令和7・8年度(2025・2026年度)物品・役務提供等の入札参加資格を有した者のうち、次に掲げる条件をすべて満たしている者であることとする。

- (1) 過去10年間(平成28年(2016年)4月以降契約分)において、公共団体等(国、地方公共団体もしくはこれらに準ずる機関<公団、公社、事業団等>)が発注した広報板又はポスター掲示場に係る業務(設置、補修又は撤去業務)を元請けとして受託し、完了した実績があること。
- (2) 次に掲げる事項に該当する者でないこと。
 - ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に基づく資格制限に該当する者
 - イ 宝塚市の指名停止基準に基づく指名停止を入札参加申込期限日(確認基準日)から落札者決定までの間に受けている者
 - ウ 宝塚市暴力団の排除の推進に関する条例(平成24年条例第6号。以下「暴力団排除条例」という。)第2条第3号に該当する者
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。ただし、それぞれ申立て後に更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けた場合はこの限りでない。

3 入札参加の申請、審査及び通知等

- (1) 制限付き一般競争入札に参加を希望する者は、次に掲げる書類を電子メールにより送信し、参加申請すること。
 - ア 制限付き一般競争入札参加申請書
このファイルに申請者名等必要事項を記載し、電子メールに添付すること。
- (2) 入札参加申請の方法及び期間は、次のとおりとする。
 - ア 申請方法 電子メール
送付先:宝塚市役所 広報課
メールアドレス:m-takarazuka0003@city.takarazuka.lg.jp
 - イ 期間 令和8年(2026年)10月26日(月)から

令和 8 年(2026 年) 11 月 4 日(水) 17 時までに電子メール必着
(電子メール送信後、広報課に到達確認の電話連絡を行うこと。)

(3) 入札参加資格の審査の結果通知及び設計図書等の送信

入札参加資格の審査の結果、入札参加資格があると認められた者に対して、制限付き一般競争入札参加申請書に記載されたメールアドレスに、仕様書の閲覧に必要なパスワードを記載した競争参加資格確認通知書を送信する。

また、審査の結果、入札参加資格がないと認められた者には、理由を記載し通知書を送信する。

送信日：令和 8 年(2026 年)11 月 6 日(金) 17 時 以降

4 入札の期間等

(1) 入札書等の到達期限は次のとおりとする。

入札書等到達期限 令和 8 年(2026 年) 11 月 27 日(金) ※必着

(2) 入札の方法

郵便入札

上記の期限までに到達するよう、封筒に入札書(本市HPのうち、本件のページに掲載している様式)を封入し、「一般書留郵便」又は「簡易書留郵便」のいずれかにより郵送すること。広報課への持参は認めないので留意のこと。

(封筒は定形封筒(長形3号)又は定形外封筒(角形2号)を使用し、封筒の表側には「入札書在中」、「案件名 宝塚市広報板修繕及び撤去業務」、及び「到達期限 令和 8 年11月27日」の文言に加え、入札者の商号又は名称(例：〇〇株式会社)を朱書きすること。)

入札書中の日付欄には開札日を記載すること。なお、入札書及び封筒の書き方は別添1「入札書と封筒の書き方」を併せて参照すること。

【送付先】

〒665-8665 宝塚市東洋町 1 番 1 号 宝塚市役所 広報課 行

5 開札の日時及び場所

(1) 日時 令和 8 年(2026 年)11 月 30 日(月) 10 時

(2) 場所 宝塚市役所 4A 会議室 ※入札者の立会は任意とする。

6 入札保証金 免除

7 支払い条件 業務完了後、一括払いとする。

8 入札の方法及び注意事項等

(1) 入札参加者は、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)、同法施行令及び宝塚市契約規則(平成 22 年規則第 9 号)を遵守の上、入札すること。(宝塚市契約規則は本市ホームページに掲載している。)

(2) 入札書は必ず、本市 HP 上の本件のページに掲載している様式を用いること。

(3) 入札金額は、消費税抜きの金額とする。なお、入札書に記載された金額の 100 分の 110 に相当する金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとし、当該端数金額を切り捨てた後に得られる金額をもって申込みがあったものとする。

(4) 入札書の提出後は、入札金額の訂正は受け付けないので、記載した金額の確認は十分に行った上で入札書を提出すること。

(5) 1 回の入札で落札者がいない場合は、2 回目の入札を行う。この場合、再度入札を行う旨、初度の入札における最低価格の入札額及び再度入札に係る入札書の到達期限を入札参加者に電子メールにて通知するので、参照の上再度入札書を提出すること。

なお、1 回目の入札に参加しなかったもの及び無効な入札をした者は再度の入札に参加することができない。

また、1 回目の入札時において入札金額と予定価格との乖離があまりに大きい場合は、

2 回目の入札を行わず不調とする。

(6) 入札を辞退する場合は、辞退届（任意様式）を提出すること。（電子メール可）

9 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 持参、普通郵便又は宅配便等で提出する等入札公告に定める郵送方法によらない入札
- (2) 入札書が到達期限までに到達しない入札
- (3) 同一の案件について、2 通以上の入札書等を郵送した入札
- (4) 1 封の封筒の中に複数の入札書等が同封された入札
- (5) 封筒に記載の案件名又は差出人と封入された入札書に記載の案件名又は入札者が相違する入札
- (6) 入札書に入札金額、入札者の氏名若しくは宝塚市に届出ている使用印による押印のない入札又はこれらが鮮明でない入札
- (7) 入札金額を訂正した入札
- (8) 談合その他不正行為を経てされた入札
- (9) 入札参加申請書及び添付資料に虚偽の記載を行った者のした入札
- (10) 第 2 項に定める入札参加に必要な資格のない者のした入札
- (11) 前各号に定めるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

10 質疑書

質疑書提出期限 令和 8 年(2026 年) 11 月 16 日(月) 午後 1 時まで

（本案件について質問がある場合、案件名・質問内容・業者名を記入した質疑書を電子メールで提出すること（質問がない場合は提出不要）とし、設計担当課への問い合わせは行わないこと。）

送付先：宝塚市役所 広報課

メールアドレス：m-takarazuka0003@city.takarazuka.lg.jp

質疑回答日時 令和 8 年(2026 年) 11 月 19 日(木) 午後 1 時以降

質疑回答方法

1 者以上から質疑書の提出があった場合は、回答の PDF ファイル（質問者名は記載しない。）を入札参加各者に電子メールで送信する。（全者とも質疑書の提出がないときは回答を行わず、その場合、何ら電子メールは送信しない。）

11 同価格の入札

開札の結果、落札者となるべき同価格の入札をした者が2者以上ある場合は、別添2「くじの方法」に定めるところにより落札者を決定する。この場合において、落札者となるべき価格の入札をした者は、くじを辞退することができない。

12 契約書 宝塚市が定めた業務委託契約書による。（本市ホームページに掲載）

13 契約保証金 免除

14 その他留意事項

- (1) 労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）及び最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）等の関係法令を遵守すること。
- (2) 落札者は契約を締結するに当たり、暴力団排除条例第 7 条及び宝塚市等の事務等からの暴力団等の排除の推進に関する要綱第 3 条第 2 号に基づく誓約書を提出すること。
- (3) 本件の入札に係る提出資料の作成、郵送等に係る一切の費用は入札参加者の負担とする。
- (4) 提出された入札書等は返却しない。

1 5 問 い 合 わ せ

〒665-8665 宝塚市東洋町1番1号

宝塚市 広報課 TEL 0797-77-2002 (直通)

入札書と封筒の書き方

別添 1

※不備があると無効になる場合がありますのでご注意ください。

①入札書 ※必ずボールペンで記入

入札書（郵便入札）

1 案件番号 _____

2 案件名 _____

3 入札金額

	拾	億				百	万				千				円
--	---	---	--	--	--	---	---	--	--	--	---	--	--	--	---

4 くじ番号（任意の3桁の番号）※正しく記載されていない場合は「000」とみなす。

--	--	--

上記の案件については、宝塚市契約規則並びに契約条項その他関係書類等を熟読のうえ、上記金額（消費税及び地方消費税を抜いた金額）をもって入札いたします。
なお、この入札は、貴市の規定する談合等不正行為を行っていないこと、及び同行行為を行い契約を締結したことが認められた場合は、同規定による賠償金を支払うことを誓約します。

年 月 日

宝塚市長 様

(入札者) 所在地 _____

商号又は名称 _____

代表者又は受任者名 _____

◎注意

- (1) 入札金額は一つの枠に一字ずつ、1. 2. 3. の数字で記入し、金額の前の枠に¥をつけること。
- (2) 「代表者又は受任者名」の欄で用いる印鑑については、使用印（入札、契約等に用いる印鑑として、宝塚市に届出ているもの。）を用いること。
- (3) 代表者が、契約権限を支店・営業所等に委任している場合は、受任者名で入札を行うこと。
- (4) 記入方法等で不明な点があれば、事前に発注者へ確認して下さい。

案件番号・案件名は、公告等に記載のとおり記入（物品の場合は案件番号不要）

金額の前の枠に「¥」を入れ、消費税抜きの金額を記入

※金額の訂正はできません

くじ番号は、「000」～「999」までの任意の3桁の番号を記入

※正しく記載されていない場合は「000」とします

日付は「開札日」を記入

所在地・商号又は名称・代表者名又は受任者名を記入し、使用印（入札参加資格申請時に届け出ている印鑑）を押印

②封筒（表側）

665-8665

宝塚市東洋町1番1号

宝塚市役所 ○○課 宛

入札書在中

案件名：●●●●

●●●●（株）

到達期限：●●●年●月●日

送付用封筒の表側には、送付先のほか、入札書在中の旨・案件名・入札者の名称・到達期限を朱書き

開札の結果、落札となるべき価格の入札をした者が2者以上あるときは、「くじ」により落札者を決定します。手順は以下のとおりとします。

1 入札書の「くじ入力番号」欄に任意の値を記入

入札参加者は、くじを行う場合に備えて、入札書の「くじ入力番号」欄にあらかじめ任意の3桁の値（000～999）を記入してください。

なお、正しく記入がなされていない場合は、「000」の数値が記載されたものとみなします。

2 くじの手順

- (1) 落札となるべき価格の入札をした者について、業者登録の際に各業者に割り当てている業者番号（※1）の小さい順（※2）に「0, 1, 2, …」と番号を割り当てます。

※1 「60…」から始まる10桁の番号。

※2 登録の種別が工事、コンサル、物品等と3種類あり、かつ同一業者が複数の種別に登録している場合があるので、くじの際は、「開札日現在登録している種別の業者番号のうち、小さい方の業者番号」を採用します。

（例）工事で現在登録している業者番号…「6010000001」

物品等で現在登録している業者番号…「6030000001」

⇒くじの際は「6010000001」を採用します。

過去に登録があっても、現在登録していない種別での業者番号は採用しません。

- (2) 落札となるべき価格の入札の入札書に記載されたくじの数値を合算し、その合計額を入札書の数で除算し、余りを算出する。
- (3) 上記(2)の計算結果による余りと一致した上記(1)の番号の入札参加者を落札者とする。

（例）入札参加者中、3者が落札となるべき価格の入札をした場合

- (1) 業者番号の小さい順に番号を付与する。

⇒ A社（業者番号 6010000001）…番号 0

B社（業者番号 6010000002）…番号 1

C社（業者番号 6010000003）…番号 2

- (2) くじの数値を合算し、入札書の数で除算し、余りを算出する。

⇒ A社（業者番号 6010000001）…（くじ番号 1 5 3）

B社（業者番号 6010000002）…（くじ番号 0 4 1）

C社（業者番号 6010000003）…（くじ番号 8 4 5）

合計を計算 $1\ 5\ 3 + 0\ 4\ 1 + 8\ 4\ 5 = 1,\ 0\ 3\ 9$

余りを算出 $1,\ 0\ 3\ 9 \div 3 = 3\ 4\ 6 \cdots \text{余り } 1$

- (3) (2)の計算結果による余りと一致した(1)の番号の入札参加者を落札者とする。
余りの1と一致するB社を落札者とする。